別記様式第8号

□ 消防団員	□ 水防従事者
□ 水防団員	□ 応急措置従事者
□ 消防作業従事者	□ 救急業務協力者

遺族補償費内訳書

非常勤消防団員等の氏名（ふりがな）				事故	別添証明書記載のとおり
				事故発生日	年　月　日
初診	年　月　日	診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日	年　月　日	死亡	年　月　日
傷病名及び傷病から死亡までの経過					

遺族補償年金								
区分	ふりがな 氏名	生年月日	年齢	住所	死亡者との続柄	障害の有無	受給権者と生計を同じくしているか	
受給権者		年　月　日	歳			有・無		
		年　月　日	歳			有・無		
		年　月　日	歳			有・無		
受給資格者		年　月　日	歳			有・無	いる・いない	
		年　月　日	歳			有・無	いる・いない	
		年　月　日	歳			有・無	いる・いない	
		年　月　日	歳			有・無	いる・いない	

他の法令による受給関係	年金の種類	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等

遺族補償年金額の算式			
遺族補償年金の額	円	遺族補償年金請求額	円

遺族補償年金前払一時金	
遺族補償年金前払一時金申出年月日	年　月　日
遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額	年　月分から 年　月分まで　円
遺族補償年金前払一時金申出倍数	□ 1,000倍　□ 800倍　□ 600倍　□ 400倍　□ 200倍
遺族補償年金前払一時金の額の算式	（補償基礎額） 円×　倍×　1/　（受給権者の数）　円
遺族補償年金前払一時金請求額	円

遺族補償一時金					
遺族補償一時金を受けることができる遺族	氏名	生年月日	住所	死亡者との続柄又は関係	障害の有無
		年　月　日			有・無
基準政令第9条の2第2号の規定による差額請求	一時金の額　円	―	既に支払われた年金の合計額　円	＝差額　円	
遺族補償一時金請求額	円				

※ 補償基礎額			円	※ 受理	年　月　日
※ 遺族補償費支払額	年金	第1期分	円×　/ 12か月＝　円	※ 送金	年　月　日
		前払一時金	円	※ 年金支払決定番号	イ
	一時金		円	※ 特殊公務災害	該当・非該当

〔注意事項〕

1　※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」には、レ印を記入すること。
「有・無」及び「いる・いない」については、該当するものを○で囲むこと。

2　「遺族補償年金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がある場合に記入し、「遺族補償年金前払一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者が基準政令附則第2条の規定による遺族補償年金前払一時金を申し出る場合に記入し、「遺族補償一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がなく、かつ、遺族補償一時金を受けることができる遺族がある場合に記入すること。

3　「遺族補償年金前払一時金」の「遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額」の欄には、遺族補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。

4　この内訳書に添付する書類

(1) 非常勤消防団員等の死亡診断書、死体検案書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し。ただし、行方不明となったことにより死亡したものと推定される者にあっては、行方不明となった事実及び年月日を証する書類

(2) 遺族補償年金の受給権者若しくは受給資格者又は遺族補償一時金を受ける権利を有する者の氏名及び死亡した非常勤消防団員等との続柄に関する市町村長の発行する証明書。この場合において、これらの者が非常勤消防団員等の死亡の当時当該非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていなかったが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証する書類

(3) 非常勤消防団員等の遺族のうち、基準政令第10条の規定により、当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることができなくなった者については、その事実を証する書類

(4) 遺族補償年金の受給権者又は受給資格者が、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを証する書類

(5) 遺族補償年金の受給資格者が遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしているときは、その事実を証する書類

(6) 非常勤消防団員等の遺族のうち、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第5条に規定する障害の状態（(9)において「特定障害状態」という。）にあることにより遺族補償年金の受給権者又は受給資格者となった者については、その者が非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き当該状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し（別記様式第3号の注意事項7の(4)の書類によって明らかである場合は添付を要しない。）

(7) 遺族補償年金の受給権者が、当該遺族補償の事由となった死亡について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し

(8) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第2号又は第3号に該当する者については、そのことを証する書類

(9) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第3号に該当する者で、かつ、非常勤消防団員等の死亡の当時特定障害状態にある3親等内の親族については、その者が非常勤消防団員等の死亡の当時当該状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し(様式第3号の注意事項7の(4)の書類によって明らかである場合は添付を要しない。)

(10) 遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち、基準政令第9条第1項第3号又は第4号に該当する者で、同条第3項の規定により、遺族補償一時金を受ける権利を有するに至った者については、そのことを証する書類

5　この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。